

別紙

クーリングシェルターについて

1 クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）とは？

市町村が、冷房設備を有する等の要件を満たす施設を市民等が暑さをしのぐため一時的に休息できる施設として指定したものです。

2 クーリングシェルターの要件は？

指定に必要な施設の要件は以下の6つです。

- (1) 適当な冷房設備を有すること
- (2) 熱中症特別警戒アラートが発表されたとき、施設を市民等に開放することができること
- (3) 市民等の滞在のために、必要かつ適切な空間を確保すること
- (4) 市と施設等の管理者（以下「施設管理者」という。）との間において、別に定める指定及び運用に関する協定を締結し、施設管理者がその内容を履行できること
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当する施設でないこと
- (6) その他市長が適当でないと認める施設でないこと

3 クーリングシェルターに指定されると？

水俣市ホームページで公表させていただくほか、さまざまな手段で市民へ広く広報・周知を行い、活用をよびかけます。

4 熱中症特別警戒アラートが発表されたときだけ受け入れればいいですか？

アラートが発表されたときはもちろんですが、発表されていないときも、可能な範囲で運用期間中は受け入れをお願いします。

※水俣市のクーリングシェルター運用期間は、国の熱中症警戒情報の運用期間（毎年4月第4水曜日から10月第4水曜日まで）と同じです。

5 具体的に何をすればいいですか？

通常の開館時間・営業時間内で、既存のスペース等で市民等の方の受け入れをお願いします。

このために専用スペースや専用室を設けていただく必要はありません。

もし暑さ等で具合が悪そうな方がおられましたら、お声かけ等をお願いします。

また、クーリングシェルターであることを示す掲示等をお願いすることがあります。

6 熱中症特別警戒アラートが発表されたら、休みの日でも開放が必要ですか？

申請時の「開放可能日時」で受け入れをお願いします。営業時間外や休館日・休日の開放をお願いするものではありません。

7 受け入れ可能人数を超えて市民等が来られた場合はどうすればいいですか？

申請時の「受け入れ可能人数」を超えた人数が来られた場合は、営業等に支障がない範囲で、施設・店舗等でご判断ください。

8 クーリングシェルターの指定をはずしてほしいときはどうすればいいですか？

また、来年以降も毎年申請が必要ですか？

指定を取り下げたい場合や申請事項に変更が生じた際は、お手数ですが水俣市環境課へご連絡をお願いします。来年以降につきましては、取り下げのお申し出がない場合、自動的に指定を継続させていただきます。

9 冷房その他に必要な経費は払ってもらえますか？

申し訳ありませんが、一切の経費は各施設において負担ください。
営業等に支障のない範囲での対応をお願いします。

上記のほか、ご質問や疑問等がございましたら、下記までご連絡ください。

水俣市 環境課 TEL：0966-61-1612 メール：kankyo@city.minamata.lg.jp
